

昭和二十三年（一九四八）年に法律で定められた「国民の祝日」は、初め計九日であった（現在十四日）。そのうち四月二十九日の「天皇誕生日」（現在「みどりの日」）から五月五日の「こどもの日」までを「ゴールデン・ウィーク」と名付けたのは、映画館全盛の昭和三十年代初め、京都の映画宣伝関係者だといわれている。

この一週間余りは、確かに新緑の行楽シーズンで、欧米人の大型ヴァカンスに較べれば短い  
が、家族や友達と大いに遊ぶことができる。実は私も、「みどりの日」に東京の九段会館で、「昭和天皇のご聖徳を伝え継ぐ集い」の記念講演（昭和聖徳記念財団発行の『昭和』に要旨掲載）をさせて頂いた後、小田原にいる孫と会えるのを、楽しみにしている。

ただ、「国民の祝日」は、単なる休日と異なり、「美しい風習を育てつつ、よりよき社会、より豊かな社会を築きあげるために」法制化されたもので、これを「国民こそぞって祝い感謝し又は記念する日」として有意義に過ごすことも忘れてはなるまい。そのため、誰でも簡単にできるのは、近年とみに少なくなった、国旗「日の丸」（日章旗）を掲げることである。

かつて祝日は「ハタ日」とも言われ、全国どんな家でも国旗を出すことが常識であった。しかし、日本を占領統治したGHQは、日章旗の掲揚を、初め全面禁止、まもなく部分許可、やがて国内のみ自由化（海外では不可）という政策をとった。そのわずか数年間に、国家主義の否定こそ民主革命と早合点した人々は、国家への愛情まで捨て去ったのだろうか。

けれども、国旗が国家主権のシンボルであることは、戦後も世界の常識として変わらない。ちなみに、本土の独立より一年半遅れて昭和二十八年十二月に祖国復帰した奄美大島の『南海日日新聞』は「あゝわれらは還った。奄美二十余万の郡民は日本人となった。……朝もやの軒並に日の丸の旗がはためき……島の新しい第一日が明け放れた」と喜びを伝えている。

また昭和四十二年八月に沖縄各地を慰霊巡拝した際、沖縄教職員会に屋良朝苗やらのちかひな会長を訪ねたところ、「最近、ようやく占領政府から日章旗掲揚の許可を得た。これを自由に堂々と掲げられるように命がけて頑張る」と本土復帰への決意を語られたことが忘れられない。

この沖縄も含めて今の全日本人は、自由に国旗を掲げることができる。従って、それをアメリカ合衆国などのごとく、公立学校で平日毎朝掲揚し、胸に手を当てて忠誠を誓うというようなことまではしないまでも、せめてゴールデン・ウィーク中の祝日などには、堂々と国旗を掲げることにより、独立国家日本を担う一国民としての自覚を新たにしたいと思う（11話参照）。